

## —原稿作成にあたっての参考文献・資料—

### 第1章 木育の理念

- 「木育の本」煙山泰子／西川栄明（北海道新聞社）
- 「平成16年協働型政策検討システム推進事業報告書」（木育推進プロジェクトチーム）

### 第2章 木にふれあい、木に学ぶ

- 「林業実務必携〔第三版〕」（朝倉書店）
- 「新版 林業百科事典」（丸善）
- 「平凡社大百科事典」（平凡社）
- 「植物生態学講座2—群落の組成と構造—」伊藤秀三（朝倉書店）
- 「生態学への招待2 森の生態」只木良也（共立出版）
- 「治山技術者のための森林整備技術マニュアル」（北海道治山協会）
- 北海道ホームページ（水産林務部）  
（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/suisanrinmu.htm>）
- 「北海道樹木図鑑」佐藤孝夫（亜璃栖社）
- 「原色木材大図鑑」貴島恒夫／岡本省吾／林 昭三（保育社）
- 「原色 木材加工面がわかる樹種事典」河村寿昌／西川栄明（誠文堂新光社）
- 「林産学概論」川瀬 清（北海道大学図書刊行会）
- 「改訂 林業」山林 暹（森北出版）

### 第3章 木と生きる～暮らしと産業

- 「木質系住宅のすすめ」（北海道立林産試験場）
- 「木造校舎の教育環境—校舎建築材料が子ども・教師・教育活動に及ぼす影響」（（財）日本住宅・木材技術センター）
- 「データで見る北海道の森林」（北海道水産林務部林務局総務課）
- 「森林・林業・木材 基本用語の解説」（北海道林業改良普及協会）
- 「森林のもつ二酸化炭素吸収・貯蔵量について」（北海道水産林務部林務局森林計画課）



### 第4章 木と生きる～人の成長と木の関係～

- 「保育所保育指針解説書」（厚生労働省）
- 「育児サポート」（女性労働協会）
- 「学童期における心の発達と健康」安藤朗子（日本子ども家庭総合研究所）
- 「センス・オブ・ワンダー」レイチェル・カーソン、訳・上遠恵子（新潮社）
- 「おもちゃと遊び—良い玩具の手引き」（「子供の遊びと玩具」審議会・遊びと玩具研究会）
- 「森林療法序説 森の癒しのはじめ」上原 巖（全国林業改良普及協会）
- 「北海道における森林セラピーの推進について」（北海道森林セラピー研究会）設立準備会）

### 第5章 木育はつながりのキーワード ～プログラムの伝え方～

- 「効果10倍の〈教える〉技術—授業から企業研修まで」吉田新一郎（PHP研究所）
- アメリカ国立公園レンジャー用インタープリテーションテキスト
- 「ネイチャーゲーム〈1〉～〈4〉」ジョセフ・B・コーネルほか（柏書房）
- 「野外教育指導者読本」（野外教育指導研究会）

### 第6章 木育はつながりのキーワード ～プログラムのつくり方～

- 「市民参加のデザイン—市民・行政・企業・NPOの協働の時代」世古一穂（ぎょうせい）

## —写真撮影・提供—

（五十音順、団体名・機構名は平成22年当時）

NPO法人ねおす

NPO法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ

加藤正道

亀畑清隆

君の椅子プロジェクト

煙山泰子

西川栄明

日浦 勉・日浦祐子

北海道胆振森づくりセンター

北海道空知森づくりセンター

北海道立林業試験場

北海道立林産試験場

木育ファミリー

# 北海道森林づくり条例

平成 14 年 3 月 29 日北海道条例第 4 号  
最終改正 平成 28 年 3 月 31 日北海道条例第 58 号

---

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 — 第8条）

### 第2章 森林づくりに関する基本的施策（第9条 — 第23条）

### 附則

---

#### 前文

我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の森林は、えぞまつやみすならに代表される天然林やからまつなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、私たちにあってかけがえのない貴重な財産となっている。

また、私たちは、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、様々な形で暮らしに活かす木の文化に親しみ、そのぬくもりの中で潤いのある生活を営んできた。

しかしながら、これまで森林には、木材を供給する役割に重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もあった。

加えて、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞しており、このままでは、森林の整備や保全に支障を来して、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

私たちは、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるため、林業活動等の活発化や山村地域の活性化を図りながら、協働して、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継がなければならない。

また、このような森林づくりを通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成や北海道らしい景観づくりにも貢献していく必要がある。

このような考え方に立って、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、森林づくりに関し、基本理念を定め、並びに道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- 二 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 道内に所在する森林の所有者（国及び市町村を除く。）をいう。
- 四 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。

### （基本理念）

第3条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

### （道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならない。

2 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(道民の役割)

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

(森林づくりに関する基本的な計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 計画は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第10条に定める環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、水産業及び景観づくりに配慮したものでなければならない。

5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

6 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会の意見を聴かななければならない。

7 知事は、計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(森林づくりを進めるための指針)

第10条 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、指針を定めるに当たっては、道民、森林所有者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 道は、指針の普及に努めるとともに、これに基づく森林づくりの取組を促進するものとする。

(森林の整備の推進及び保全の確保)

第11条 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(林業の健全な発展)

第12条 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、労働安全衛生の確保に努めながら、森林の施業を適切に実施することができる林業事業者（森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等をいう。）の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、道は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

(木材産業等の健全な発展)

第13条 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、林産物の需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内における地域材（道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたものをいう。以下この項において同じ。）の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する公共建築物における地域材の利用については、同法第8条第1項の方針に基づくものとする。

3 道は、木材産業等の経営基盤の強化を図るため、林産物の流通及び加工に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林資源の循環利用の推進）

第14条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用（森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うことをいう。）を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（道民の理解の促進）

第15条 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年の学習の機会の確保）

第16条 道は、青少年の森林を大切にすることを培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民等の自発的な活動の促進）

第17条 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（木育の推進）

第18条 道は、森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保及び道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の取組を推進するものとする。

（山村地域における就業機会の確保等）

第19条 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、山村地域における就業機会の確保、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林づくりに関する技術の向上）

第20条 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民の意見の把握等）

第21条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

（道有林野の管理運営）

第22条 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

（財政上の措置）

第23条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成14年7月1日から施行する。

2 北海道林業振興審議会条例（昭和56年北海道条例第4号）は、廃止する。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年7月10日条例第71号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成21年9月11日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の北海道森林づくり条例第25条第1項の規定により北海道森林づくり審議会の委員に任命されている者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成28年3月31日条例第58号）

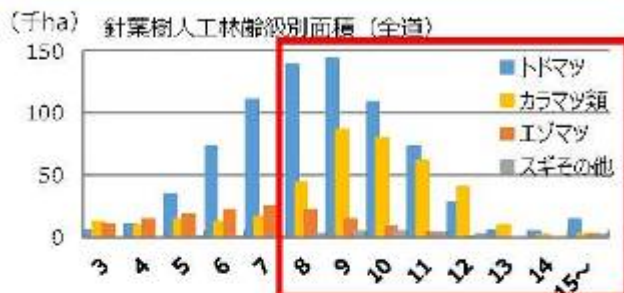
〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 北海道森林づくり基本計画の概要

## 1. 本道の森林・林業・木材産業の現状と課題

利用期を迎えた人工林（カラマツ8割、トドマツ6割）



木材需要量と道産木材自給率



進みつつある森林資源の循環利用



### 【現状と課題】

- 森林資源・木材需給の状況
  - ・戦後植林された人工林が利用期を迎えている
  - ・道産木材の自給率は6割近くまで上昇
- 林業・木材産業に対する期待の高まり
  - ・CLTや木質バイオマス利用など新たな木材利用が進展
- 林業事業者及び林業労働者の状況
  - ・林業労働災害の発生頻度は、他産業に比べて高い状況
  - ・造林や植苗など森林づくりの担い手不足
- 道民理解の醸成等
  - ・森林づくりなどに対する関心の高まり

北海道森林づくり条例の改正 (H28.3)  
「森林資源の循環利用の推進」、「木育の推進」を柱に条例改正

## 2. 計画の基本方向

### 北海道森林づくり条例の基本理念

地域の特性に  
応じた森林づくり

林業及び木材産業等の  
健全な発展

道民との協働による  
森林づくり

条例の基本理念を踏まえつつ、  
新たに2つの基本方向を設定

### 施策推進の基本的な方向

#### 森林資源の循環利用の推進

「植えて、育てて、伐って使って、また植える」のもと、計画的な森林の整備・保全を進め、森林の持つ多面的機能の発揮と林業・木材産業の健全な発展を実現

下支え

#### 木育の推進

企業やNPOなどの民間、教育関係機関など多様な主体と連携した木育活動に加えて、子育て世代や森林への関心の低い層などへの木育活動を進めることにより、道民との協働による森林づくりを実現

### 3. 主な施策の推進方向

#### (1) 森林資源の循環利用の推進

##### 着実な再造林

「また植える」取組である伐採後の着実な再造林を実施

- ・市町村の林地台帳の整備・活用に対する支援
- ・クリーンラーチなどの優れた苗木の増産、民間採種圃整備に対する支援
- ・造林、下刈りに係る作業の効率化・軽労化
- ・エゾシカなどによる森林被害への対策



造林作業の軽労化検討会

##### 原木の安定的な供給体制の構築

森林施業の低コスト化の推進などにより、計画的な伐採を進め、木材供給力を向上

- ・森林施業プランナーによる森林施業の集約化
- ・高性能林業機械と路網の組み合わせによる作業システム導入促進



高性能林業機械による低コスト林業

##### 林業事業体の育成

森林づくりを担う人材の育成・確保や経営体質の強化により林業事業体を育成

- ・労働安全生成管理に努める健全な林業事業体を育成
- ・地域の関係者が参画するネットワークづくりによる造林等の人材の育成・確保
- ・経営改善セミナー実施などによる林業事業体の経営力の向上
- ・林業大学校など人材育成機関の設立に向けた検討



農業高校生に対する業界セミナー

##### 地域材の利用の促進

様々な分野で地域材の需要拡大・創出  
木材加工流通体制の整備

- ・道産CLTの需要の創出と供給体制の整備
- ・公共建築物の木造化・木質化や民間事業所等への普及促進
- ・木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- ・生産規模に応じた加工・流通体制の整備



道産CLTによるモデル施設

#### <長期指標>

##### ■育成単層林・育成複層林・天然生林別の森林面積

木材の安定供給など森林の多面的機能の発揮を図るため、森林を3つに区分し、誘導していく目標面積を設定

##### ■森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量

道民生活への木材・木製品の定着を目指すため、木材利用の目標量を設定

区分	H27	H48目標
育成単層林	1,434千ha	1,345千ha
育成複層林	709千ha	840千ha
天然生林	3,398千ha	3,356千ha

396万㎡(H26) ⇒ 600万㎡(H48)

#### (2) 木育の推進

##### 木育マスターと連携した木育活動

- ・木育マスターの育成・指導力の向上を図り、ニーズにあった木育活動を実施



森林や木材とのふれあいの機会の確保

##### 子育て世代とその子どもに対する木育活動

- ・児童・生徒の夏休み期間に道民の森等を活用し、重点的な木育活動を実施

#### <長期指標>

##### ■木育に関心がある道民の割合

道民への木育の浸透を図るため、関心のある道民の割合を目標として設定

40%(H28※認知度) ⇒ 80% (H48)

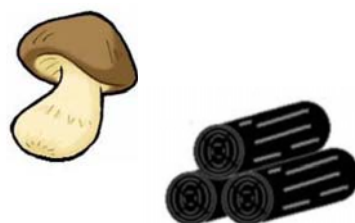
森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を加速

# 主な森林認証制度

認証の名称	特徴	ロゴ マーク
<p><b>SGEC</b> 『緑の循環』認証 会議 (Sustainable Green Ecosystem Council)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2003年に日本で発足(事務局:日本)</li> <li>◆人工林の多い日本の森林の特色を踏まえた制度</li> <li>◆平成28年6月3日のPEFC総会でPEFCとの相互承認が決定</li> </ul>	
<p><b>FSC</b> 森林管理協議会 (Forest Stewardship Council)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1993年にWWF(世界自然保護基金)を中心に発足(本部:ドイツ)</li> <li>◆世界規模で森林認証を実施</li> <li>◆主に熱帯等を含めた天然林が多い所をターゲット</li> </ul>	
<p><b>PEFC</b> (Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1999年にパリで発足(本部:スイス)</li> <li>◆ヨーロッパを中心とし、FSCを凌ぐ認証林面積を有する</li> <li>◆平成28年6月3日にSGECが相互承認を認められ、SGEC認証材はPEFC認証材となる</li> </ul>	

\* 森林認証制度は、JASのような製品の品質を保証するものではありません。

認証マークは、  
木材・紙製品だけでなく、  
認証林から生産された  
きのこや木炭等にも、  
つけることができます。



# ○北海道内の森林認証取得状況

(H29年5月15日現在)

※各認証制度ウェブサイトでより作成

## 【全道一円】

王子グループ 124,637ha (SGEC)  
 日本製紙㈱ 43,583ha (SGEC)  
 三井物産㈱ 35,705ha (FSC・SGEC)  
 千歳林業㈱ 13,771ha (SGEC)  
 港工ステート㈱北海道社有林 4,945ha (SGEC)  
 山大産業㈱ 4,721ha (SGEC)  
 三菱マテリアル㈱(株) 11,452ha (SGEC)

## 【網走西部流域】

合計 324,519ha  
 (紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町)

佐藤木材工業㈱ 622ha (SGEC) 滝上町  
 住友林業㈱(再掲) 15,821ha オホーツクホルストネットワーク  
 (SGEC) 滝上町森林組合グループ  
 紋別市 2,260ha (SGEC) 日本製紙㈱(再掲)  
 北海道森林管理局 190,606ha (SGEC) 王子グループ(再掲)  
 (網走西部森林管理署・西紋別支署) 港工ステート㈱(再掲)  
 道有林(網走西部管理区) 66,261ha (SGEC) 千歳林業(株)(再掲)

2,983ha (SGEC)  
 22,214ha (SGEC)  
 5,015ha (SGEC)  
 5,390ha (SGEC)  
 13,058ha (SGEC)  
 213ha (SGEC)  
 76ha (SGEC)

下川町森林組合(下川町)  
 7,597ha (FSCグループ認証)

ようてい水源の森林づくり推進協議会  
 (京極町ほか) 2,339ha (SGEC)

日鉄鋳業㈱(白老町)  
 1,227ha (SGEC)

## 【むかわ町】

合計 46,049ha  
 循環の森づくり推進協議会 7,338ha (SGEC)  
 北海道森林管理局 20,251ha (SGEC)  
 (胆振東部森林管理署 むかわ町穂別地区)  
 道有林(胆振管理区) 12,950ha (SGEC)  
 日本製紙㈱(再掲) 13ha (SGEC)  
 王子グループ(再掲) 885ha (SGEC)  
 三井物産㈱(再掲) 4,084ha (FSC・SGEC)  
 山大産業㈱(再掲) 529ha (SGEC)

## 【十勝流域】

合計 195,605ha  
 (士幌町、鹿追町、更別村、大樹町、広尾町、滝上町、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、帯広市)  
 ニッタ㈱ 6,664ha (SGEC)  
 飛田 辰大 2,647ha (SGEC)  
 道有林(十勝管理区) 45,194ha (SGEC)  
 三井物産㈱(再掲) 4,420ha (SGEC)  
 日本製紙㈱(再掲) 2,743ha (SGEC)  
 王子グループ(再掲) 8,657ha (SGEC)  
 千歳林業㈱ 170ha (SGEC)  
 とかち森林認証協議会 125,110ha (SGEC)

## 【網走東部流域】

合計 307,962ha  
 (網走市、北見市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町)  
 美幌町森林組合 4,029ha (FSCグループ認証)  
 三井農林㈱ 357ha (SGEC)  
 北海道森林管理局 243,165ha (SGEC)  
 (網走中部・網走南部森林管理署)  
 道有林(網走東部管理区) 41,904ha (SGEC)  
 21世紀循環の森づくり推進協議会 3,872ha (SGEC)  
 津別町 1,360ha (SGEC)  
 訓子府町 1,269ha (SGEC)  
 日本製紙㈱(再掲) 1,890ha (SGEC)  
 王子グループ(再掲) 5,308ha (SGEC)  
 三井物産㈱(再掲) 19ha (FSC・SGEC)  
 港工ステート㈱(再掲) 48ha (SGEC)  
 北見市 市有林 3,310ha (SGEC)  
 大空町 1,431ha (SGEC)

## 森林管理認証面積

北海道 107.9万ha 全国 197.0万ha

北海道の森林管理認証面積は、

・全国の森林管理認証面積の約5.5%

・道内の森林面積の約19%を占めています。



# 木育の達人は、これを読め！

木育のことをもっと知りたい人のために、ポイントをしばって手に入りやすい参考になる本や資料、ウェブサイトを紹介します。

## 1 木育全般について

### ①「木育の本」煙山泰子/西川栄明（北海道新聞社、2008年）

→ 全国各地の木育事例や各分野の方が記した「木育宣言」を数多く紹介。8章の「きょうから木育 365 のヒント」は、木育プログラム立案のヒントが満載。

### ②北海道水産林務部のウェブサイト「北海道の木育」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/mokuiku/>

\* 「北海道の木育」で検索

### ③木育ファミリーのウェブサイト

<http://www.mokuiku.net>

\* 「木育ファミリー」で検索

### ④「木育の10年をみつめてー木育next10報告書」(北海道水産林務部森林活用課、2014年)

[http://www.mokuiku.net/7\\_kouhou/images/08-1.pdf](http://www.mokuiku.net/7_kouhou/images/08-1.pdf)

\* 「木育next10」で検索

### ⑤「さわっていると、森にいるような気がする～木育事例集6」(北海道水産林務部、2017年)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/mokuiku/jireishuu6.htm>

\* 「木育事例集6」で検索。事例集は年度版になっており、1～5もネットで閲覧可能。

## 2 アクティビティについて

上記①の第8章、③のアクティビティシートが参考になる。

## 3 樹木や木材について

### ①「北海道樹木図鑑 増補新装版」佐藤孝夫（亜細亜社、2017年）

→ 北海道に生育する樹木の図鑑としては定番の本。立ち木はもちろん、葉、冬芽、樹皮、実などのカラー写真が豊富に掲載。

### ②「北の木と語る」西川栄明（北海道新聞社、2003年、絶版）

→ 北海道を代表する12種の木（サラ、トドマツなど）について、どのように生まれ育ち使われているのか、川上から川下まで木と関わる人たちを通して紹介。

### ③「増補改訂版 原色 木材大事典 185種」村山忠親（誠文堂新光社、2013年）

→ 国内で手に入る木材の約185種について、木材の表面写真と共に基礎知識（産地、硬さ、色、加工性など）を掲載。

### ④「原色 木材加工面がわかる樹種事典」河村寿昌／西川栄明／監修・小泉章夫（誠文堂新光社、2014年）

### ⑤「樹木と木材の図鑑ー日本の有用種101ー」西川栄明／監修・小泉章夫（創元社、2016年）

## 4 木工作について

### ①「手づくり木工大図鑑」（講談社、2008年）

→ 木工具の種類と使い方、接ぎ手などの木工技法、椅子などの木工事例、木材解説などが掲載。

### ②「子どものための木工具の使い方」NPO法人活木活木（いきいき）森ネットワーク

→ 子ども向けに、「のこぎりびき」「かんなけずり」「くぎうち」など、木工具の使い方をわかりやすく解説。

<http://www.mokuiku.jp> のサイトからダウンロード（市販されていない）。

## 5 その他

### ①「木材と文明」ヨアヒム・ラートカウ（築地書館、2013年）

### ②「森と日本人の1500年」田中淳夫（平凡社新書、2014年）

### ③「樹木たちの知られざる生活」ペーター・ヴォールレーベン（早川書房、2017年）

【木育プログラム等検討会議】(団体名・機構名・肩書は平成 22 年当時)

委員長 宮本 英樹 (NPO法人ねおす専務理事)

委員 (五十音順)

川等 恒治 (北海道立林産試験場企画指導部デザイン科研究職員)

煙山 泰子 (KEM工房主宰・木育ファミリー代表)

佐藤 孝弘 (北海道立林業試験場森林環境部主任研究員)

須田 修司 (家具工房 旅する木)

西川 栄明 (ノンフィクションライター)

根井 三貴 (北海道網走東部森づくりセンター普及課林業普及指導員)

長谷川敦子 (NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ)

吉田 裕二 (北海道胆振森づくりセンター普及課長)

発行日 平成 22 年 3 月 ※平成 29 年 12 月改訂

発行 北海道

編集 木育プログラム等検討会議

北海道水産林務部森林環境局 森林活用課木育グループ

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL (代表) 011-231-4111 (内線 28-817)

FAX 011-232-4142

本書は、北海道森林組合連合会及び農林中央金庫の助成により作成しました。



農林中央金庫

NORINCHUKIN

※無断で本書を改編、複製、転用することは禁じます。